

人と音が響き合うーカノラホール

CANORA
—— カノラ・ホール ——

(ラテン語) 高らかに響き渡る

「最良な響きで聞こえること」をテーマとしたこのホールのネーミングは、文化創造を「高らかに美しい声」で歌い上げるイメージを表現しています。

CANORA HALL
カノラホールー岡谷市文化会館

〒394-0029 長野県岡谷市幸町8番1号
TEL 0266-24-1300(代)
FAX 0266-24-1412
<https://canora.or.jp/>

指定管理者
公益財団法人おかや文化振興事業団



CANORA HALL
カノラホールー岡谷市文化会館



ご利用の案内

2025年4月改訂

● 催し物を開催するまでの流れ

チェック

☐ 1. ホールが空いているか確認する

催し物をする日が決まったら
ホールが空いているか電話で確認しましょう。

※既に予約が入っていたり休館日の場合があります。

☐ 2. ホールの予約をする

ホールの空きが確認できたら
カノラホール窓口で予約手続きをしましょう。

※電話・メールでの予約や仮予約はお受けできません。
※ホールの予約は開催日の“1年前の月の初日”から“40日前”まで、
練習室・会議室の単体での使用は開催日の“2ヶ月前”から“前日”までです。
※ご予約いただく時間区分には“準備・片付け”の時間も含まれます。

☐ 3. 使用料を納入する

決裁後「内定通知書」を郵送いたします。
記載されている金額をカノラホール窓口にて、現金でお支払いください。

☐ 4. 打ち合わせをする

当日の進行や使用する附属設備、機材などについて、
ホールの職員と打ち合わせを行ってください。

※打ち合わせの日時は、事前に調整してからおいください。
※打ち合わせの際には、プログラム、進行表など
資料もあわせてお持ちください。

☐ 5. 所定の届け出をする

駐車場の整理は主催者で責任をもって行ってください。
「警備に関する誓約書」に計画を記入して提出してください。
所定の用紙は使用料のお支払い時またはお申し込み時にお渡しします。

他にも以下の行為をする場合、所定の届け出が必要になります。

1. 物品販売を行う場合
2. 業者による録音・録画・写真撮影を行う場合

※何らかの事情により使用を取りやめる場合には、
すみやかに使用取消届を提出してください。

☐ 6. 当日・お帰りの前には…

使用した附属設備は所定の位置に戻し、ゴミはお持ち帰りください。

当日使用した附属設備（照明・音響等）の使用料は
本番終了後（当日）に、現金でお支払いください。

● ホールのご紹介



● 大ホール

ヨーロッパのオペラハウスに見られるU字型の栈敷席が特徴。
すべての客席に、均質な澄んだ音色と感動を届けます。



● 小ホール

目的に合わせて自由なスペースコーディネートが可能。
さまざまな文化活動の拠点としてご利用いただけます。



● ご利用のお申し込みについて

■使用時間

午前9時から午後10時まで

■休館日

月曜日（月曜日が休日にあたるときはその翌日）、休日の翌日
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

■申し込み方法

申請者が直接ご来館のうえ、所定の使用許可申請書によりお申し込みください。（印鑑不要）
電話、郵送によるお申し込み、および仮予約はお受けできません。

■申し込み受付時間

開館日の午前9時から午後5時まで。

■申し込み受付期間

- （1）大ホールおよび小ホールの使用申し込み期間は、使用日（2日以上にわたって使用する場合には使用日初日）の1年前にあたる月の初日（該当する日が休館日にあたる場合は翌開館日）から使用日の40日前までです。
- （2）練習室および会議室の使用申し込み期間は、使用日の2ヶ月前（該当する日が休館日にあたる場合は翌開館日）から使用日の前開館日までです。
- （3）リハーサル室の使用申し込み期間は、原則として大ホールの使用がない場合に限り、使用日の39日前から使用日の前開館日までです。
- （4）ホールと併せてリハーサル室、練習室又は会議室を使用する場合は、ホールの受付期間に準じます。
- （5）催し物（練習等を含む）の内容が、文化芸術の振興に寄与すると、指定管理者（公益財団法人おかや文化振興事業団）が認めるものについては、ホール、練習室、会議室の使用申し込みを、上記期間の1ヶ月前より受け付けます。

■申し込み受付順位

原則として使用許可申請書を受理した順位となります。ただし、受付開始日の午前9時までに同一日時の使用を希望する申し込みが2件以上ある場合には、抽選で受付順位を決めます。

■連続使用について

ホールの連続使用可能日数は、原則として4日以内です。4日を超えて利用する場合には、別に届出が必要になります。

■使用許可と使用料の納入について

施設使用料…施設使用許可申請書の受理後に内定通知書を送付いたしますので、内定通知書に記載された納付期限内に、会館窓口にて遅滞なくお納めください。なお、納付期限を過ぎても使用料の納入がない場合、使用を取り消すことがありますのでご注意ください。また、リハーサル室、練習室、および会議室を単独で使用する場合は、使用申し込みの時点で使用料を納めてください。

附属設備使用料…舞台、照明、音響、楽屋、冷暖房等の使用料は、使用日当日のご精算となります。

また、2日以上にわたって使用する場合は、使用最終日に一括精算となります。

施設使用許可承認書は、施設使用料を納入される時点でお渡しします。

施設使用料および附属設備使用料は、会館窓口にて現金でお納めください。

■施設使用の制限・取り消しについて

次の場合は、施設の使用許可はできません。

- 公益もしくは公安を害する、または風俗を乱す恐れがあると認められる場合。
- 建物および附属設備等を毀損する恐れがあると認められる場合。
- 管理運営上支障をきたす恐れがあると認められる場合。

次の場合は、すでに使用許可を受けていても、使用の取り消し、または停止することがあります。

- 会館の管理規則に違反したと認められる場合。
- 使用許可の際に付した条件に違反したことが認められる場合。

■利用権の譲渡等の禁止

使用許可を受けた施設や設備を使用目的以外に使用したり、利用権の譲渡、または転貸することはできません。

■使用の変更・取り消しについて

使用許可申請書の内容に変更が生じた場合には、すみやかに使用許可変更申請をしてください。

ただし、日の変更につきましては予約取消を行った後、改めてご予約いただく扱いになります。

使用の取り消しをする場合は、すみやかに使用取消届を提出してください。

なお、一度納められた使用料は返金できませんのでご注意ください。ただし、所定の期間内に使用取消届が提出された場合には、使用料の一定額が還付されます。

● ご利用にあたって

■係員の配置等について

主催者は必ず会場責任者をおき、常に連絡がとれる態勢にしてください。

入場者の整理や案内、放送、もぎり、接待ならびに駐車場整理等に必要な人員は主催者側で手配してください。なお、事故等が発生した場合は、会館職員の指示に従ってください。

■関係官公署等への届出について

次に該当する場合は関係官公署へ必要な手続きを行ってください。

火気使用関係……………岡谷消防署 TEL0266（22）0119

音楽著作権関係……日本音楽著作権協会大宮支部 TEL048（643）5461

■会館への提出物

「物品販売等承認申請書」……グッズ・講師著書など、催し物に関連する物品を販売する場合。

または、募金箱等を設置して金品の寄付を募る場合。

「写真、ビデオ撮影、録音等承認申請書」……業者による写真・ビデオ撮影、録音を行う場合。

「警備に関する誓約書」……大ホールまたは小ホールを使用する場合は、会館内外および駐車場の事故防止、混乱防止のために係員の配置計画を提出してください。

■事前打ち合せ

大ホールまたは小ホールをご使用になる場合は、使用日の10日前位までに、舞台附属設備、会場警備等について会館職員と打ち合せを行ってください。またその際には、進行表、プログラム、舞台仕込図等を持参してください。（打ち合せの日時につきましては、あらかじめご連絡ください）

■駐車場

駐車場案内、誘導は主催者側が責任をもって行ってください。

ポスター・チラシ等を作製する場合は、「周辺店舗等への駐車厳禁」の旨を明記してください。

駐車場には限りがありますので、車での来場を避けるよう周知徹底してください。

■その他

使用申し込みから当日までのおおまかな流れにつきまして、巻頭の「催し物を開催するまでの流れ」を参考にしてください。

● ご利用上の注意

●使用施設の定員を遵守すること。（大ホール1,446名、小ホール 300名）

●入場者の安全を確保すること。

●施設の使用開始、終了にあたって、使用許可承認書に記載されている時間を厳守すること。

●使用許可を受けていない施設、附属設備の使用および出入りはしないこと。

●会館内において、無断で寄付金の募集や物品の販売を行わないこと。

●壁や扉、柱等には貼り紙をしないこと。

●所定の場所以外での飲食、喫煙、または火気の使用をしないこと。

●風紀を乱す者、または乱す恐れのある者を入場させないこと。

●他人に危害を及ぼしたり、他人に迷惑になる物品もしくは危険物を保持する者を入場させないこと。

●騒音を発したり暴力行為等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

●ゴミは主催者が責任をもって処理すること。また、会館内外を不潔にしないこと。

●終了にあたっては会館職員の指示に従い、附属設備・備品等を原状に戻し、持ち込み品を完全に撤去すること。

●施設、備品等を破損または紛失したときは、ただちに会館職員に届け出るとともに指示を受けること。

●その他、会館職員の指示に従うこと。

● 施設使用料一覧表（令和7年4月改定）

（単位：円）

区 分				午 前 (9時～12時)		午 後 (13時～17時)		夜 間 (18時～22時)		
				平 日	土曜日 日曜日 休 日	平 日	土曜日 日曜日 休 日	平 日	土曜日 日曜日 休 日	
大 ホ ー ル	入 場 料	入場料 無料 の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の 使用料(1,002席)	11,500	14,560	19,930	26,060	23,000	29,880	
			イ. 1、2階席を使用する場合の 使用料(1,210席)	13,890	17,580	24,070	31,470	27,770	36,090	
			ウ. 全階席を使用する場合の 使用料(1,446席)	16,600	21,010	28,770	37,610	33,190	43,140	
		入場料 1,000円以下 の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の 使用料(1,002席)	14,560	19,170	26,060	33,730	29,880	39,090	
			イ. 1、2階席を使用する場合の 使用料(1,210席)	17,580	23,150	31,470	40,730	36,090	47,210	
			ウ. 全階席を使用する場合の 使用料(1,446席)	21,010	27,670	37,610	48,680	43,140	56,420	
		入場料 1,000円を超え 3,000円以下 の場合	ア. 1階席のみ使用する場合の 使用料(1,002席)	31,430	41,400	53,660	67,460	62,090	76,670	
			イ. 1、2階席を使用する場合の 使用料(1,210席)	37,950	49,990	64,810	81,460	74,980	92,570	
			ウ. 全階席を使用する場合の 使用料(1,446席)	45,360	59,740	77,440	97,350	89,600	110,630	
		入場料 3,000円を 超える場合	ア. 1階席のみ使用する場合の 使用料(1,002席)	36,790	48,290	62,850	80,500	73,590	89,690	
			イ. 1、2階席を使用する場合の 使用料(1,210席)	44,440	58,310	75,910	97,190	88,860	108,300	
			ウ. 全階席を使用する場合の 使用料(1,446席)	53,100	69,700	90,710	116,160	106,200	129,430	
	楽 屋	1			550		890		1,000	
		2			550		890		1,000	
		3			770		1,320		1,440	
		4			1,210		1,990		2,320	
小 ホ ー ル	入 場 料	入場料無料の場合			4,420	6,630	8,850	12,170	9,960	13,270
		入場料1,000円以下の場合			6,630	8,850	12,170	16,600	13,270	17,700
		入場料1,000円を超え3,000円以下の場合			11,070	14,380	17,700	23,230	21,010	25,450
		入場料3,000円を超える場合			12,170	16,600	21,010	27,660	24,340	30,970
	楽 屋	1			770		1,320		1,440	
		2			770		1,320		1,440	
リハーサル室				3,090		5,310		6,200		

第 1 練 習 室	1時間 340円 ／ ただし全日(9時から22時)使用の場合は4,080円（340円割引）
第 2 練 習 室	1時間 440円 ／ ただし全日(9時から22時)使用の場合は5,280円（440円割引）
第 1 ・ 2 会 議 室	1時間 340円 ／ ただし全日(9時から22時)使用の場合は4,080円（340円割引）

※ 練習室および会議室は“9時～21時”と“9時～22時”の使用料金が同額となります。

備 考

- (1) 休日とは、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日をいう。
- (2) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- (3) 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料としてこの表を適用する。
- (4) 入場料を徴収しないでホールを営業の為に使用する場合の使用料は、この表の入場料無料の場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- (5) ホールを専ら練習または準備の為に使用場合は、当該区分に定める額の100分の70に相当する額とする。
- (6) 許可された使用時間を超過して使用する場合の使用料の額は、超過時間1時間について、左記の表の使用料を基準にして市長が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- (7) 次に掲げる団体が使用する場合の減免規定があります。
1. 純粋なアマチュアによって組織されている文化団体である。
2. 団体に所属する人員のうち、半数以上が岡谷市内に在住、又は勤務・通学している。
- 上記2条件を両方とも満たす団体が、所定の期間内に「アマチュア活動団体」として岡谷市に登録されると、練習、稽古等の目的で使用する際に施設使用料の一部が減免されます。なお、減免を希望する際には所定の手続きが必要です。詳細は会館職員にお尋ねください。
- (8) 大ホール、小ホール、楽屋及びリハーサル室を「午前から午後まで」又は「午後から夜間まで」、「午前から夜間まで」と連続して使用するときの利用時間及び使用料の額は次のとおりとする。

区 分	使用時間	使用料
午前から午後まで	午前9時から午後5時まで	午前及び午後の使用料の合計額
午後から夜間まで	午後1時から午後10時まで	午後及び夜間の使用料の合計額
午前から夜間まで	午前9時から午後10時まで	午前、午後及び夜間の使用料の合計額の100分の90に相当する額

- (9) (4)～(8)までにおいて算出された使用料の額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

● 附属設備使用料一覧表（令和7年4月改定）

●大ホール(円／1区分)

	施設・器具名	単位	使用料	備 考
舞 台 設 備	舞 台 所 作 台	1式	10,900	
	仮 設 能 舞 台	1式	21,800	
	仮 設 鳥 屋 囲	1式	1,100	
	松 竹 羽 目	1式	2,200	
	金 び ょ う ぶ	1双	1,620	240cm×75cm×6 6曲2双
	舞 台 小 迫 り	1式	1,100	401cm×201cm
	緋 も う せ ん	1枚	370	172cm×360cm
	高 座 用 座 布 団	1枚	160	
	長 座 布 団	1枚	270	180cm×54cm
	紅 白 幕	1枚	1,100	10m×5.4m
	白 紗 幕	1枚	1,100	19m×8.9m
	黒 紗 幕	1枚	1,100	19m×8.9m
	浅 黄 幕	1枚	1,100	10m×5.4m
	定 式 幕	1枚	1,100	
	演 台	1式	680	脇卓・花台付 2.4m×1.8m
	司 会 者 卓	1台	160	
	音 響 反 射 板	1式	4,920	
	指 揮 者 台	1台	270	
	指揮者用譜面台	1台	270	
	譜 面 台	1組	580	10台1組
	平 台	1枚	220	
	山 台	1組	270	足付
	オーケストラピット	1式	10,900	譜面台付
	オーケストラひな壇	1式	8,700	譜面台付
	展 示 用 パ ネ ル	1枚	160	足付 2.4m×1.2m
空 調	冷 暖 房	1時間	6,960	
	※1時間未満の場合は1時間として計算します。			
楽 器	大 太 鼓	1台	580	
	平 太 鼓	1台	270	
	グランドピアノ	1台	10,900	スタインウェイ Dタイプ
	グランドピアノ	1台	5,450	ヤマハCF3
	ハ ー プ	1台	3,250	ライオンヒリー (替え弦あり)
	テ ィ ン パ ニ	1台	1,000	32in 29in 26in 23in 各1台
	バ ス ド ラ ム	1台	1,000	

	施設・器具名	単位	使用料	備 考
照 明 設 備	照 明 A セ ッ ト	1式	13,050	作業用
	照 明 B セ ッ ト	1式	28,340	式典・大会
	照 明 C セ ッ ト	1式	38,210	日本舞踊ほか
	照 明 D セ ッ ト	1式	54,480	演劇・オペラ
	500wスポットライト	1台	320	
	1kw スポットライト	1台	370	
	1.5kwスポットライト	1台	470	
	3kw スポットライト	1台	630	
	カ ッ タ ー ラ イ ト	1台	370	
	1kwプロジェクター ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台	370	
	エフェクトマシン	1台	580	
	オブジェクトレンズ	1台	160	
	各 種 デ ィ ス ク	1枚	160	
	ストリップライト8L	1本	370	
	ストリップライト4L	1本	270	
	花 道 フ ッ ト ラ イ ト	1本	470	
	効 果 用 マ シ ン	1台	780	
	ス ト ロ ボ	1台	780	
	ミ ラ ー ボ ー ル	1台	780	
	センターピンスポットライト	1台	3,250	クセノン2kw
音 響 設 備	音 響 A セ ッ ト	1式	7,650	マイク3本以内
	音 響 B セ ッ ト	1式	15,300	マイク6本以内
	音 響 C セ ッ ト	1式	19,600	マイク7本以上
	ワ ゴ ン 卓	1式	6,550	
	サブミキサー卓	1台	1,310	
	ワイヤレスマイク	1基	1,000	
	CDプレーヤー・レコーダー	1台	580	
	カセットテープレコーダー	1台	580	
映 像 設 備	3 点 吊 マ イ ク	1式	1,100	
	マ イ ク	1本	370	
	映 写 用 ス ク リ ー ン	1式	1,100	12.2m×5.2m 距離32.8m
	ビデオプロジェクター	1式	2,200	10,000Lm(注1)

注1 大ホールビデオプロジェクター用仮設300インチスクリーンを使用する場合は、別途映写用スクリーン代が必要です。

●小ホール(円／1区分)

	施設・器具名	単位	使用料	備 考
舞 台 設 備	金 び ょ う ぶ	1双	1,620	210cm×75cm×6 6曲1双
	高 座 用 座 布 団	1枚	160	
	演 台	1式	420	脇卓・花台付
	司 会 者 卓	1台	160	
	音 響 反 射 板	1式	1,620	
	譜 面 台	1組	580	10台1組
	平 台	1枚	220	
	山 台	1組	270	足付
	展 示 用 パ ネ ル	1枚	160	足付 2.4m×1.2m
	※1時間未満の場合は1時間として計算します。			
空 調	冷 暖 房	1時間	1,660	
楽 器	グランドピアノ	1台	5,450	ヤマハCF
照 明 設 備	照 明 A セ ッ ト	1式	5,760	作業用
	照 明 B セ ッ ト	1式	11,420	式典・大会
	照 明 C セ ッ ト	1式	16,030	日本舞踊ほか
	照 明 D セ ッ ト	1式	20,530	演劇ほか
	500wスポットライト	1台	320	
	1kw スポットライト	1台	370	
	1kwプロジェクター ス ポ ッ ト ラ イ ト	1台	370	
	エフェクトマシン	1台	580	
	オブジェクトレンズ	1台	160	
	各 種 デ ィ ス ク	1枚	160	
	効 果 用 マ シ ン	1台	780	
	ス ト ロ ボ	1台	780	
	ミ ラ ー ボ ー ル	1台	780	
	センターピンスポットライト	1台	370	

備 考

- (1) 大・小ホールの附属設備使用料は、午前・午後・夜間区分の使用を各1回として算出します。
(全日使用すると3回の使用として計算します)
- (2) 電気器具の持ち込みをする際の電力の使用料は、1kwまでごとに、1区分あたり360円を申し受けます。

	施設・器具名	単位	使用料	備 考
音 響 設 備	音 響 A セ ッ ト	1式	5,240	マイク3本以内
	音 響 B セ ッ ト	1式	10,900	マイク4本以上
	ワ ゴ ン 卓	1式	6,550	
	サブミキサー卓	1台	1,310	
	ワイヤレスマイク	1基	1,000	
	CDプレーヤー・レコーダー	1台	580	
	カセットテープレコーダー	1台	580	
	2 点 吊 マ イ ク	1式	900	
	マ イ ク	1本	370	
映 像 設 備	映 写 用 ス ク リ ー ン	1式	580	9.1m×3.4m 距離16.5m
	ビデオプロジェクター	1式	2,200	10,000Lm

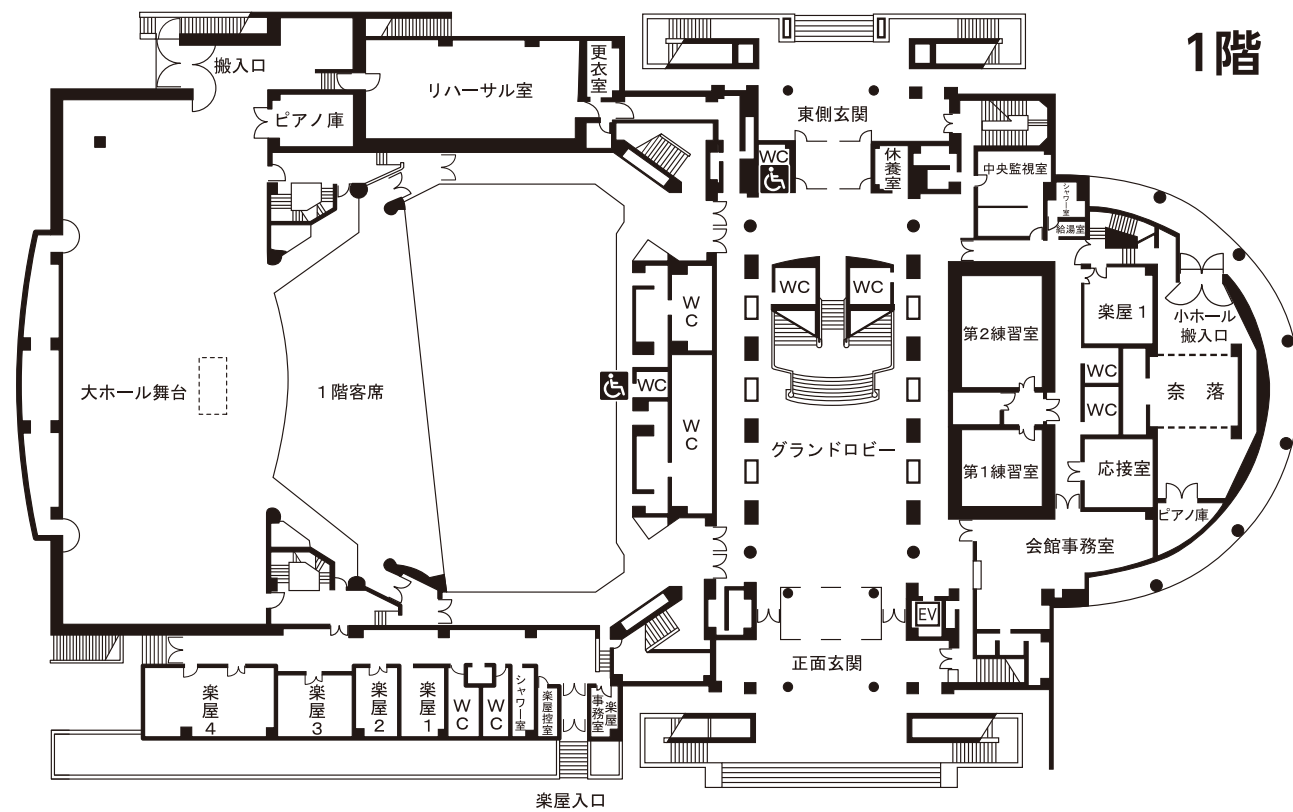
●リハーサル室(円／1区分)

	施設・器具名	単位	使用料	備 考
	アップライトピアノ	1台	1,100	ヤマハ

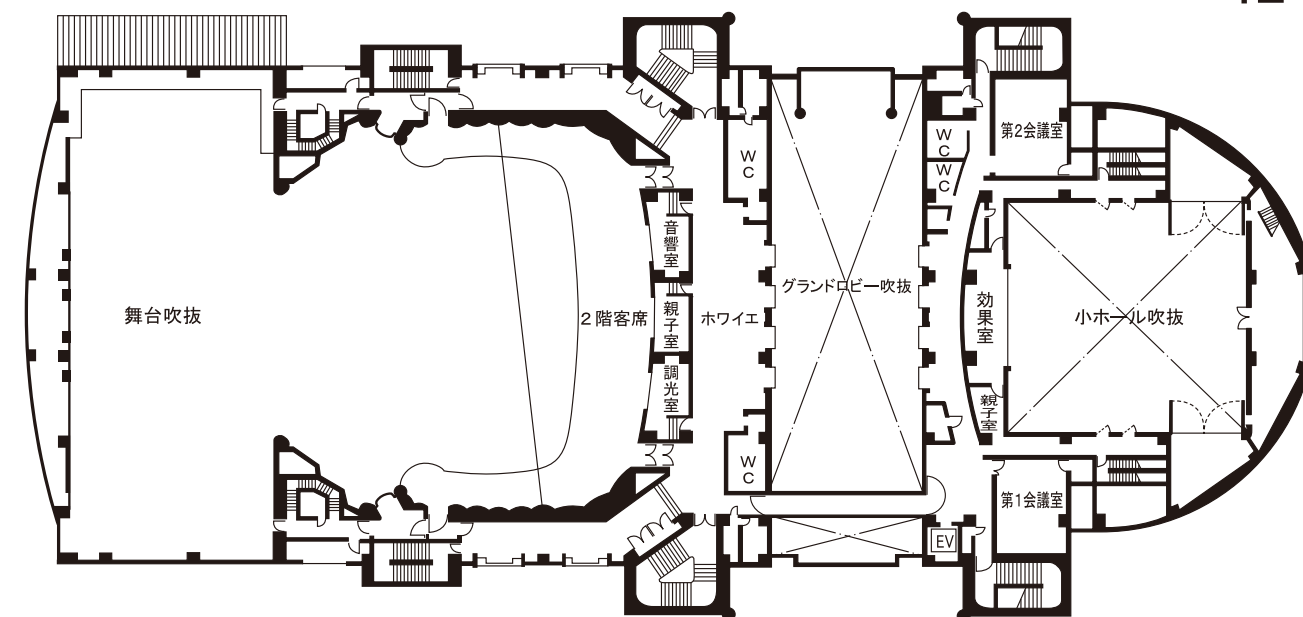
●第2練習室(円／1時間)

	施設・器具名	単位	使用料	備 考
	アップライトピアノ	1台	220	ヤマハ

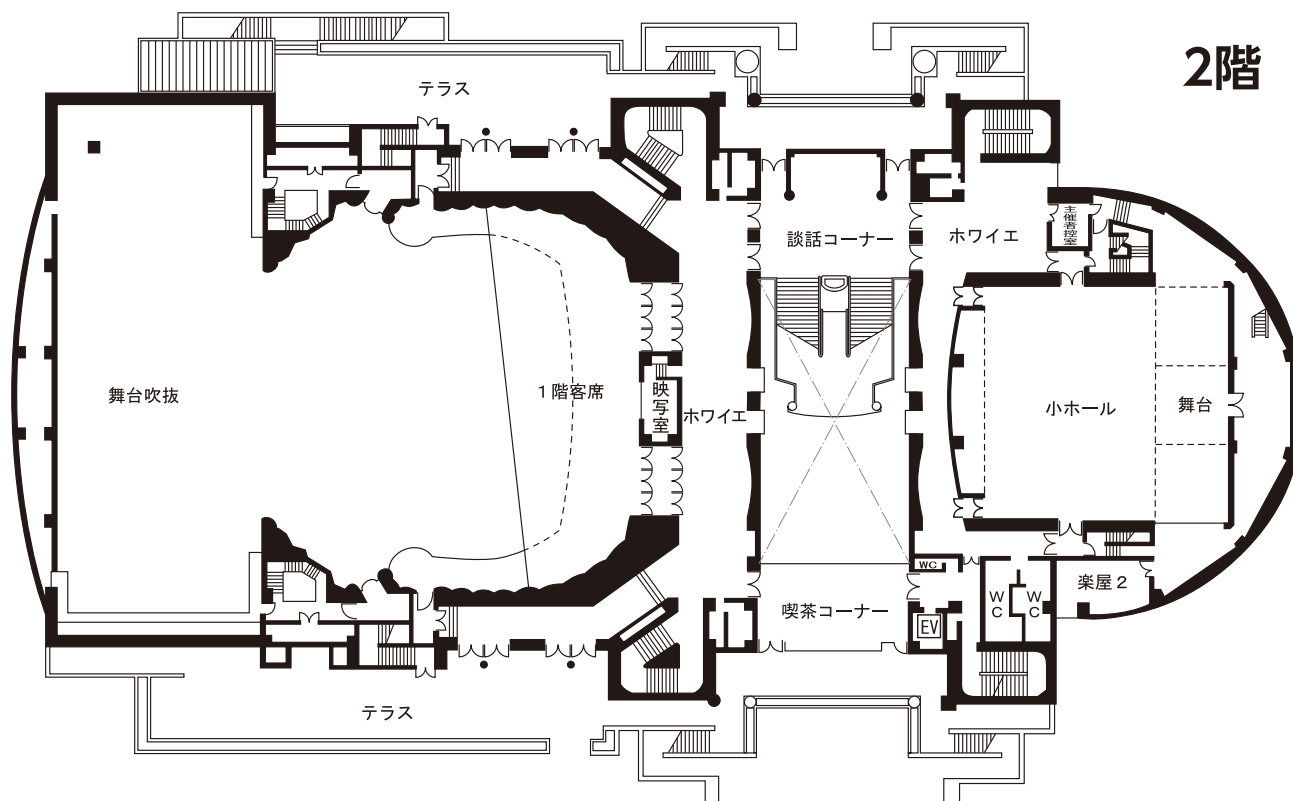
1階



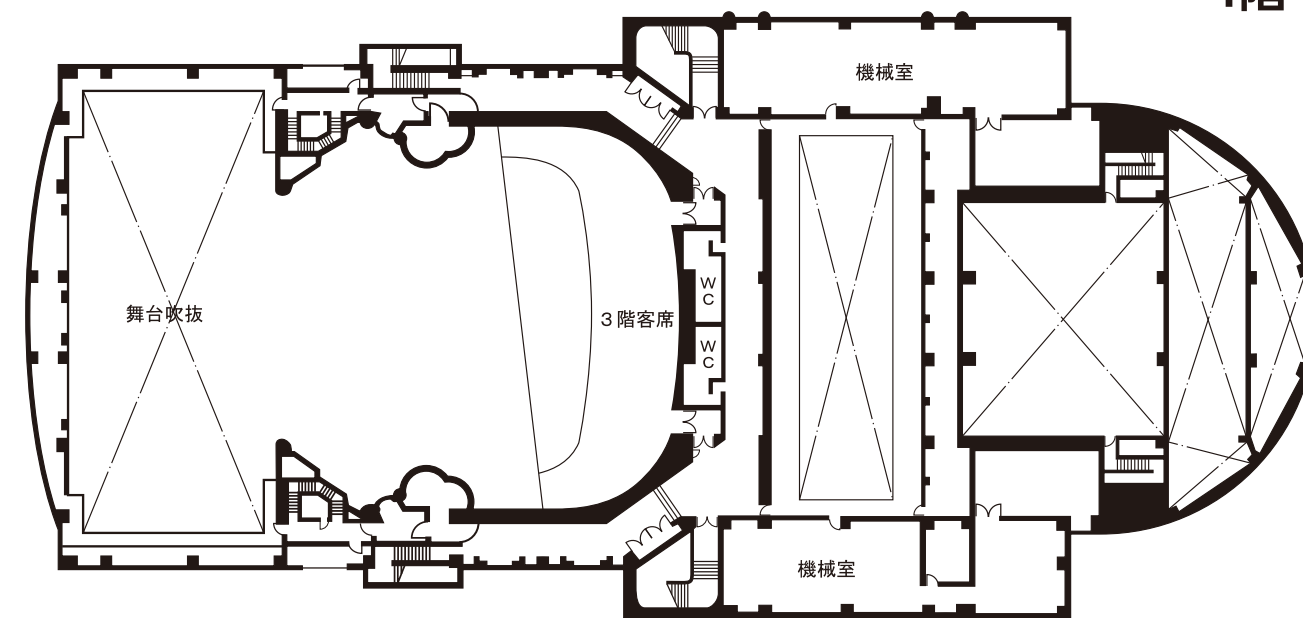
3階

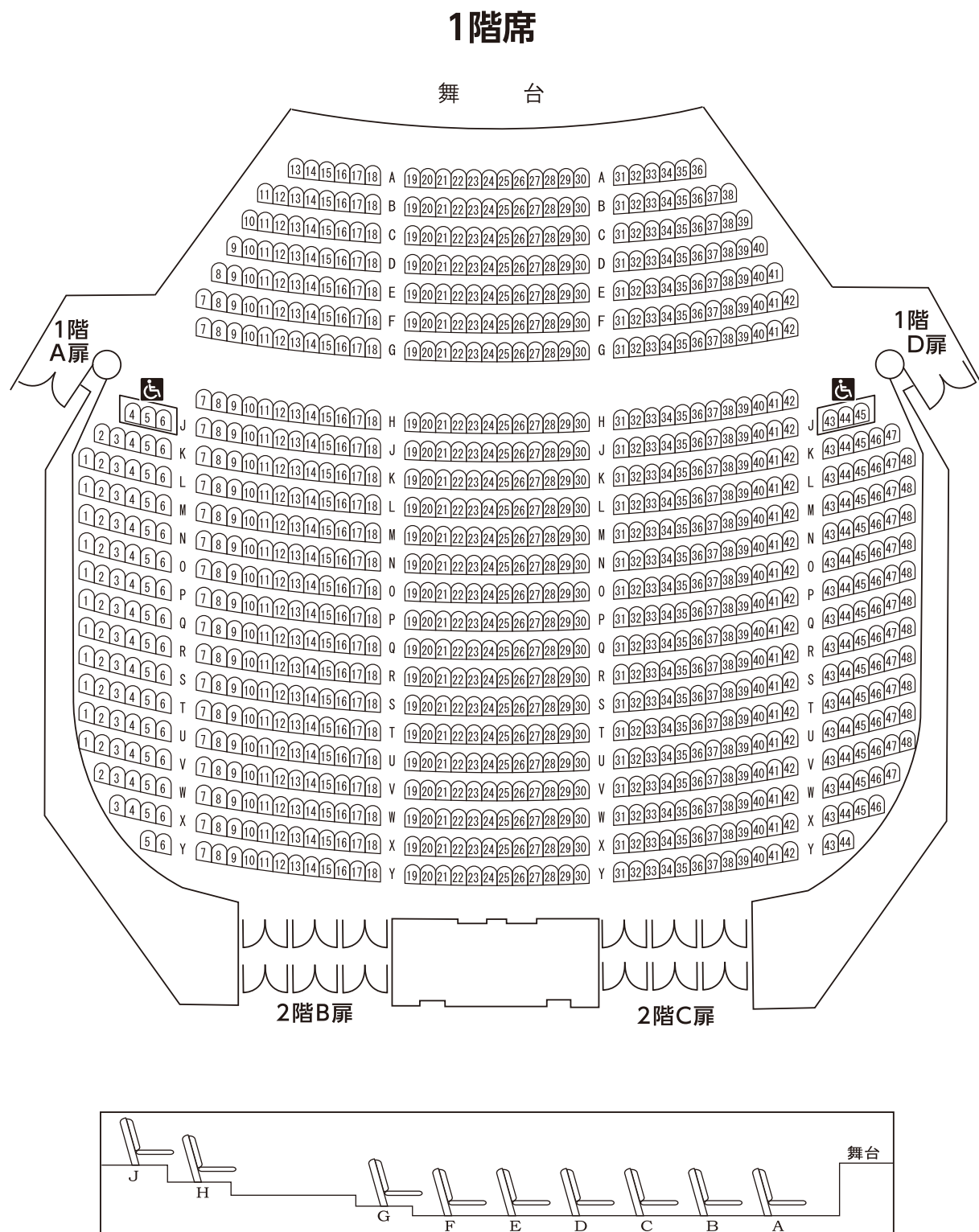


2階

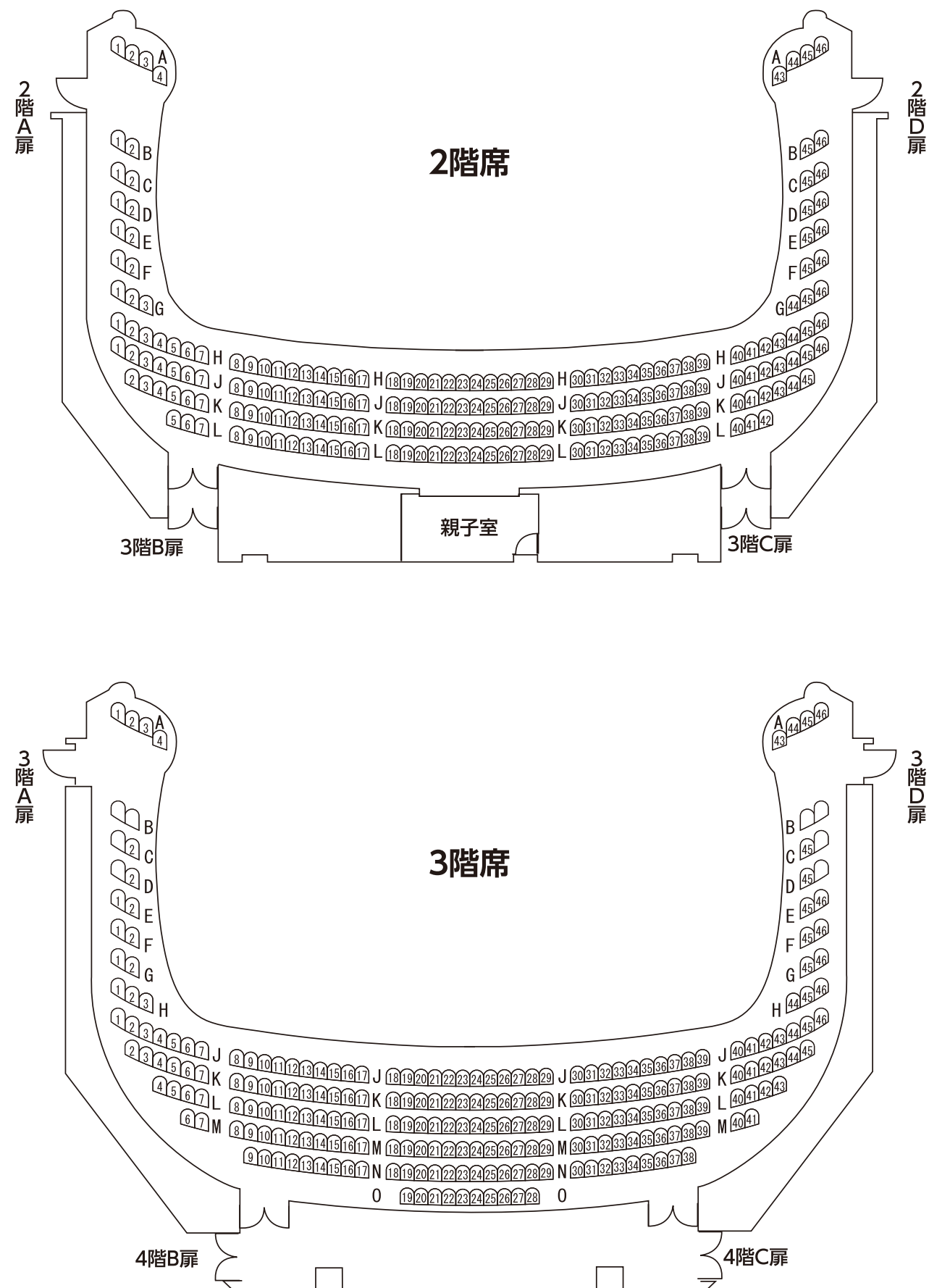


4階





- 固定席／1446席(うちオーケストラピット 148席)
- 1階席／1002席(うち車椅子席……………6席)
- 2階席／ 208席、別に親子室 10席
- 3階席／ 236席



● 各施設のご紹介



● グランドロビー

4階吹き抜けのグランドロビー。
中央の大階段より、ホールホワイエへ接続します。
開演前は期待と興奮、そして緊張感に心を躍らせ、終演後は感動の余韻をゆっくりと楽しめる開放的な空間です。



● リハーサル室



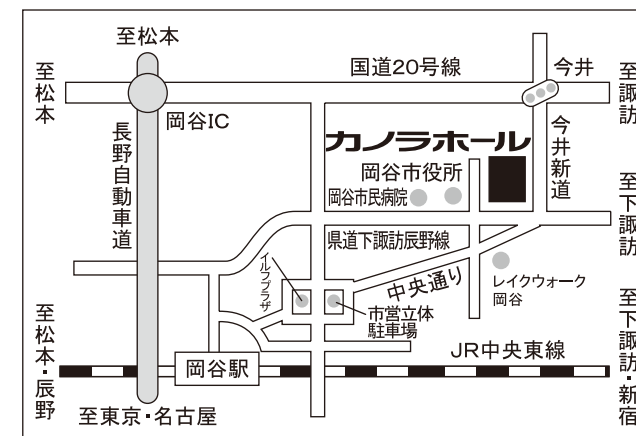
● 練習室



● 会議室

● 施設の概要

- 名 称：岡谷市文化会館〈カノラホール〉
- 所 在 地：長野県岡谷市幸町8番1号
- 敷地面積：33,927.24㎡
- 建築面積：4,358.47㎡
- 延床面積：8,879.71㎡
- 構 造：地上4階 地下1階 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
- 施設概要：
 - 大ホール
 - 用 途：音楽、演劇、バレエ、オペラ、歌舞伎、映画、大会、式典、講演等
 - 客 席：1446席（うちオーケストラピット 148席）
（内訳）1階席 1002席（うち車椅子席 6席）／2階席 208席（別に親子室 10席）／3階席 236席
 - 楽 屋：4室（うち和室 1室）
 - 舞 台：間口 18m、高さ 9m、奥行 16m
 - 舞台設備：小迫り、音響反射板、オーケストラピット、バトン 16本、ブリッジ 3本、可動プロセニウム
 - 音響設備：調整室調整卓
 - 照明設備：999シーン記憶装置
 - 残響時間：1.97秒（空席時、音響反射板使用）
 - 小ホール
 - 用 途：音楽、演劇、映画、会議、講習会、講演、美術品の展示等
 - 客 席：300席（移動席、電動可動椅子 144席あり）別に親子室 4席
 - 楽 屋：2室
 - 舞 台：間口 17m、高さ 6.7m、奥行 5.5m
 - 舞台設備：迫り舞台3分割、バトン 3本、可動プロセニウム
 - 音響設備：効果室調整卓
 - 照明設備：効果室調光卓
 - 残響時間：1.2秒（空席時、音響反射板使用）
 - リハーサル室
 - 7.1m×15.7m（バレエ練習用手摺、鏡、ピアノ）
 - 練習室
 - 第1練習室：幅5.9m×奥行5.6m／第2練習室：幅5.9m×奥行8.0m（鏡、ピアノ）
 - 会議室
 - 第1、第2会議室：40.88㎡（2室とも定員 24名）
 - 喫茶コーナー
 - 各種ドリンク等 開館日のAM11時～PM5時営業
 - 駐車場
 - 約130台（岡谷市役所 立体駐車場もご利用いただけます）



■ 交通案内

お車の場合…長野自動車道岡谷インターから8分
電車の場合…JR中央本線岡谷駅から徒歩20分（車5分）